

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18H00725

研究課題名(和文) 車服制度に基づく唐宋間の官僚機構の秩序構造とその変遷に関する新研究

研究課題名(英文) A New Approach to the Classificatory Order of Bureaucracy and Its Changes During Tang and Song Dynasty by Analyzing the System of Carriages and Clothing

研究代表者

阿部 幸信 (Abe, Yukinobu)

中央大学・文学部・教授

研究者番号：60346731

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,900,000円

研究成果の概要(和文)：礼楽制度・皇帝璽の両面から、晋南北朝期の服制が唐制に与えた影響と、唐宋間の制度の連続性・不連続性について検討を進めた。南朝に受け継がれた魏晋期の制度に、北朝により新たな要素が付加され、唐によって両者を統合した制度が確立された。唐と宋の制度には一定の差異があり、制度の背景にある理念ないし実態の変化の反映といえる部分もあるが、それと同時に、同じく唐制を継承した遼・金との差別化をはかる目的もあったとみられる。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来、車服制度の研究は、漢と唐の連続性と同時に、唐と宋の不連続性を強調する傾向にあった。これは中国内地に拠点を置く王朝こそを正統とする、中国中心的な歴史観に由来する見方だと考えられる。実際には、遊牧民族系統の北朝の制度の影響や、宋とは別に唐制を継承していった遼・金の制度の果たした歴史的役割も大きい。ユーラシア東方を一体として捉える、新たな制度史の方向性を見出すことができた。

研究成果の概要(英文)：From the viewpoints of both the ritual system and the imperial seals, we investigated the influence of the official clothing system of the Jin and the Southern and Northern Dynasties upon the Tang, and the continuity and discontinuity of the systems between the Tang and Song dynasties. The systems of the Wei and Jin dynasties was basically inherited by the Southern Dynasties, and the same time, the Northern Dynasties built by nomad people added some new elements. The systems of the Tang Dynasty were the result of this historical interaction. There were differences between the systems of the Tang and Song dynasties, and it can be said to be reflection of changes in the ideology or reality behind the systems. Not only that, however, the differences also had another purpose to make a clear distinction between Song itself and Liao and Jin, both of them were successors of the Tang dynasty.

研究分野：中国古代史

キーワード：車駕 衣服 唐宋 官僚制 礼制

## 1. 研究開始当初の背景

前近代中国の官僚は、法に基づく日常行政の担い手であると同時に、天地祭祀や臣従儀礼の場において儒学の理想とする作法(礼楽)を実践する存在でもあった。こうした二面性に対応して、官僚の身分は、法制・礼制の両面から規定されていた。法制身分と礼制身分は必ずしも一致してはおらず、例えば漢代では、法制身分の低い尚書令が高い礼制身分を与えられ、朝廷で上席を占めるような現象がみられた。

文献史料上、官制は法制身分に従って叙述されるが、祭祀や儀礼における席次や所作の順序を決定していたのは、礼制身分であった。法制身分と礼制身分の比重は一定でなく、法的権力を喪失した晋南朝の三公が、礼的地位の高さから法制身分上も高位を保ち続けるなど、礼制身分が法制身分を侵食することもあった。前近代中国の官僚機構の特徴は、こうした礼と法との二重構造にある。しかし、従来の官制研究は法制身分に従った記述に依拠してきたため、礼制身分の役割については理解が不十分であった。

## 2. 研究の目的

唐代から北宋にかけての官僚機構の秩序構造と、その変遷過程を明らかにする。

礼や法が定める位階制度によって律せられる官僚機構の秩序は、日常行政に比べて固定的なものと考えられがちであるが、礼制身分と法制身分の関係が織りなす秩序構造も、国家教学である儒学の学説(礼)や政治状況・行政制度(法)の推移に影響されながら、絶えず変化していた。礼・法の揺れに伴って生じる官僚機構の秩序構造の変化を、言葉や理論だけで漠然と説明づけるのではなく、車服制度という制度的指標に還元することによって、タイミングや内容に至るまで具体的に捕捉することが、本研究の狙いである。

## 3. 研究の方法

本研究は、車服制度に関する文献上の記載の抽出、文献以外の画像データの収集、に基づく車服制度の復元・分析、という手順で行われる。

では、(a)正史『旧唐書』『新唐書』『宋史』の輿服志・車服志、(b)『唐六典』『唐令拾遺』『宋会要輯稿』『天聖令考証』など制度を記した典籍、(c)『太平御覧』『冊府元龜』など類書から逐条的に記載を抜き出して一覧表にまとめ、参照・分析を容易にする。

については、(a)壁画、(b)石像・陶俑、(c)諸器物の遺物を、図録本・現地調査を通して確認し、画像データを収集する。文献は制度を体系的に伝える点で利用価値が高いが、遺漏・誤写がみられたり色・形の説明が曖昧であったりするので、図像資料や遺物による検証・補完が不可欠である。図録本は、専門的な大型叢書『中国出土壁画全集』『中華五千年文物集刊』『中国美術全集(新版)』などを基礎資料とする。現地調査は、図録から判別できない壁画・アクセサリーの細部の確認と、図録本未収録の遺物の実見・撮影を目的として、現地の博物館・遺跡にて実施する。対象の時代順に、(i)陝西・寧夏・山西(唐代壁画・遺物)、(ii)天水・敦煌・トルファン(唐代石窟・壁画)、(iii)江蘇・浙江と四川(五代期壁画・遺物)、(iv)河北・河南(北宋期壁画)の4次に分けて行う。そのうえで、収集した画像によって(i)の表を訂正・補完するとともに、文献から復元できない唐末・五代の制度についても、可能な限りの復元・推定をはかる。

当初の計画では、上の作業を終えたうえで、唐代・北宋期の車服制度ならびに官制の検討に移行する予定であった。しかし、2020年1月から新型コロナウイルス感染症による渡航制限により中国での現地調査の中断を余儀なくされたため、2020年度からは方針を一部転換し、文献・図録本の確認を継続しつつ、そこから得られた成果は現地調査再開後に取りまとめることとし、それにより生じた時間を利用して、2019年度までの研究活動で得られた既存のデータを有効活用しつつ、唐宋時代に限らない車服制度およびそれと密接に関連する諸制度の検討を広く行うこととした。とくに、唐代の制度の前提となった南北朝期の車服制度・礼楽制度の分析の深化、唐宋時代をまたぐ長期的な礼制の変化の追究、という2つの角度から研究を進めた。その際の方法も、本来の研究手法と同じく、文献史料と画像データ・(すでに完了済みの)現地調査の成果の併用を心がけた。

## 4. 研究成果

新規の現地調査が行えない状況は2022年度末まで改善されなかったため、研究期間中に上記「研究の方法」で挙げた作業は完了できなかった。そのため、に関する成果の多くは未公表となっている。これに関しては、2023年度以降に追加調査を行ったうえで随時公表していくため、現時点で詳細を記載することは差し控える。

上記による成果について、に関しては小林に負う部分が多い。小林の公表した論考・口頭報告は多いが、ここではとくに漢唐間の国家儀礼における楽人の服飾に絞って述べる。

いわゆる「古代末期」以降、ユーラシア西部の諸国が古代文明を克服していく際には、宗教が大きな役割を果たしたが、中国においては宗教の役割はそこまで大きくなかった。その代替物の一つとして想定しうるのが礼制である。礼制の体系化とともに、様々な制度が礼制と結びついた

が、楽制もその中に含めて考えることができる。西晋時代の273~274年、荀勖が12本の笛を作成して音律を定めたことが、西晋の楽制の成立の契機であった。崔在穆の『礼記』の分析によると、礼は「外より作られたもの」として分別の機能を持ち、楽は「人の中から出るもの」として和合の機能を担っていたが、それと同様に、晋南北朝期の音楽にも「礼制秩序・音楽理論」と「娯楽性」の二極があり、二極を結ぶ線上に儀礼の楽たる「雅楽」、軍楽としての「鼓吹」、宴席などの娯楽の場で演奏される「俗楽」(これに「胡楽」を加えることもできる)といった音楽区分が形成された。

とくに国家祭祀や朝廷の儀礼においては、曹魏明帝時代の227年、舞人が国家祭祀や朝廷儀礼において、「武始舞」・「咸熙舞」・「章斌舞」の三舞を舞う際に着用する品目が定められ、237年にこれが正式決定された。それによって、諸侯・官人が着用する祭服・朝服に属する冠幘を着用しつつ、衣服などについては舞人独自のものを使用して舞い、諸君主をたたえるという、新しい「楽人冠服体系」が生まれた。そこでは、舞人は祭祀の場において官人俑の冠を戴きつつ、白い襟の黒い衣裳(中衣の襟は赤)と赤い袴を身につけ、朝廷においては赤い襟や袖に赤か黄色の袍(中衣の襟は赤)と虎柄か白い袴を着用すると定められていた。

南朝劉宋の孝武帝時代、455年に南北郊・宗廟・明堂の祭祀や元会儀礼の場において演奏される楽曲体系が整備されたが、それにもなつて宣烈舞・凱容舞における「楽人冠服体系」も定められた。その際にこれらの舞が武舞と文舞という抽象的な概念に読み替えられ、特定の君主との結びつきを喪失したことは、戸川貴行がすでに指摘しているとおりである。北朝の北魏においても、6世紀に入って「戎華兼采」と称される「大成楽(広成楽)」が雅楽として制定されたが、そこでも曹魏~南朝と同様の「楽人冠服体系」が採用された。隋による南北朝の統一後、594年の制度では国家祭祀と朝廷儀礼の服飾上の相違が一時的になくなり、祭服系統の冠が消え、朝服系統のそれに一元化される、登歌(殿上のアンサンブル)と宮懸(殿庭のオーケストラ)による服飾の相違が現れる、などの改変が加えられた。そのご唐代になると、開元年間の規定では「国家祭祀と朝廷儀礼」「文舞と武舞」「工人と舞人」「登歌と宮懸」といった区分が出そろう、「楽人冠服体系」が完成をみたのである。

以上のほか、奏楽の担い手や南北朝期に頻繁にみられた女楽の下賜に関する検討も進めつつあるが、これらについては未解明の部分も多いため、ここでは今後の課題として示すにとどめる。

他方、上記の視点からの検討は、主として阿部が担当した。ここでは、皇帝の権威をもっともよく象徴する器物、すなわち皇帝璽を題材とした、2世紀から16世紀にかけての王権観・正統観の検討成果について述べる。

前漢末に確立された漢の皇帝即位儀礼の核心的部分は、先帝の柩前における「天子之璽」の授受にあった。大庭脩によると、漢代において皇帝璽の受領が即位を意味した理由は、当時書写材料として用いられていた木簡・竹簡の信頼性が低かったからで、魏晋期に内容の改変が困難な紙が普及するのに伴い、冊書の奉読が即位儀礼の中心に移行したという。しかし、歴代の即位儀礼をつぶさにみると、唐代は言うまでもなく、それどころか元・明代にあっても、皇帝は冊書と同時に璽宝を受けとってはじめて即位すると考えられていたことがわかる。皇帝璽は、2世紀から16世紀に至るまで、一貫して皇帝の権威の象徴であったのである。

では、2世紀から16世紀に至るまで、皇帝璽という器物に対するイメージに、変化はなかったのだろうか。漢代において、6つあった皇帝璽はそのすべてが国内外への文書の発信に用いられており、とくに即位儀礼において授受される「天子之璽」は、祭祀において祭文を天へ奉呈する際の封緘に使用されていた。しかもその方法は、官府の長が皇帝から与えられた印章を用いて上奏文を発信する場合の手順と同一であった。つまり、皇帝は官府の長が皇帝に文書を発信するのと同じやりかたで天に向けて文書を発信することにより、漢という国家を代表して天に仕える資格を有することをアピールしていたのである。言いかえれば、皇帝璽は璽印ほんらいの用法である「封印」という機能によって、皇帝を「すべての臣下の代表者」とすることをとおして、皇帝の至高性を支えていたのである。

ところが北朝期になると、祭祀専用の璽印が皇帝のその他の璽から独立しただけでなく、さらに皇帝の朝廷への出御に際して御前に「展示」されるようになる。皇帝璽(のうち、祭祀に用いるもの)のこうした独立した用法は、元・明代に至るまで継承される。要するに、北朝以降の皇帝璽は、天への文書発信に用いるための道具としてよりも、「臣下に君臨する者」としての皇帝の絶対性を可視化した象徴として重んぜられるようになっていたのである。即位儀礼において皇帝璽とともに授受される冊書にはこうした機能がないので、権威の「象徴」としての役割は、明代に至っても、依然として皇帝璽が担っていたものとみられる。

祭祀専用の璽がそれ以外の璽印から独立したことからもわかるとおり、皇帝璽と呼ばれる一群の璽印の内容の変化の過程にも注意する必要がある。皇帝が6つの璽を併用する制度は唐末に失われたらしく、唐から後晋まで受け継がれたのは受命璽だけであったようである。これは遼に伝わったため、宋は唐の流れをくむ璽印をもたず、新たな「一世一宝」制を創始したが、やがて北宋末期になって、唐の皇帝6璽(+祭祀専用の2璽)の制度を復活させた。その背景には、遼に対する対抗意識があったものと考えられる。遼を滅ぼし宋を江南に追いやった金は、遼・宋両系統の皇帝璽を保持していることを強調して自らの正統性を演出し、南宋との対決姿勢を鮮明にした。金・宋を滅ぼした元の皇帝璽の内容については不明であるが、その運用が唐制の延長上にあったことは上述のとおりで、明に至ってふたたび唐の制度が復活する。

そこで注意すべきは、これらの王朝が制度の継承の対象として意識していたのがあくまでも

唐であって、秦・漢以来続く「中華の皇帝」の伝統ではなかったことである。明のとき、秦始皇帝が造ったとされる「伝国璽」の発見が報告された際、明朝はそれを皇帝璽の一つとして取りいれようとせず、唐制を継承した自らの制度に対する自信を示した。もちろん、皇帝璽の制度以外の面において、明朝は周や漢への回帰の姿勢をみせていたのであり、明朝が「中華」の伝統をまったく意識していなかったとはいえない。しかし、そこに唐との連続性に対する強い執着があったこともまた事実である。とくに、唐以降の王朝が唐制をくり返し踏襲したことによって、皇帝璽の内容や運用に反映されていた（「臣下の代表者」ではなく「臣下に君臨する者」としての）皇帝観が継承されていったことを、決して看過すべきではない。

書写材料によって漢晋間の即位儀礼の変化を説明するという大庭の説明は魅力的ではあるが、内藤湖南の文化史観に引きずられすぎたきらいがある。同様に、皇帝璽の問題を検討するうえで、漢と唐の連続性のみを一方向的に強調し、北朝期に確立された制度・運用の独自性や宋以降の展開を論じてこなかった西嶋定生らの態度も、また別の形で、唐宋変革論の影響を過度に受けたものだといえる。こうした見方の背景には、中国内地に拠点を置く王朝こそを正統とする、中国中心の歴史観があると考えられる。実際には、遊牧民族系統の北朝の制度の影響や、宋とは別に唐制を継承していった遼・金の制度の果たした歴史的役割も大きい。本研究をとおして、ユーラシア東方を一体として捉える、新たな制度史の方向性を見出すことができた。

以上のような成果によって、唐の車服制度と官僚制度（をはじめとする諸制度）の関係の把握や、唐制と宋制の連続性・不連続性の検討といった、本研究課題の目的の一端は、本来予期していたものやや異なる形でではあるが、現時点においても達成されている。研究期間は終了したが、2023年度になり現地調査を再開できる目処がようやく立ったことから、可及的速やかに作業を進め、本来の手法による成果も公表していきたいと考えている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 小林 聡	4. 巻 71
2. 論文標題 漢唐間における鼓吹と女樂の下賜：国家と音楽の関係の一考察<人文・社会科学>	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 埼玉大学紀要. 教育学部 = Journal of Saitama University. Faculty of Education	6. 最初と最後の頁 211 ~ 234
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.24561/00019510	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 小林聡	4. 巻 -
2. 論文標題 河西出土文物から見た朝服制度の受容と変容 魏晉・五胡期、胡漢混淆地帯における礼制伝播のあり方	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 關尾史郎・町田隆吉編『磚画・壁画からみた魏晉時代の河西』汲古書院	6. 最初と最後の頁 129-156
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 3件/うち国際学会 3件）

1. 発表者名 Abe, Yukinobu
2. 発表標題 Elaboration, or cultural tradition?: Change of Seal Knobs in the Northern and Southern Dynasties
3. 学会等名 The Ninth Worldwide Conference of the Society for East Asian Archaeology (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 阿部幸信
2. 発表標題 漢明間の王権観の変化について 皇帝璽を手がかりに
3. 学会等名 2022年度九州史学会大会東洋史部会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小林聡
2. 発表標題 漢晋間における服制の展開 朝服制度の伝播を中心に
3. 学会等名 第66回東方学会議 シンポジウム : 漢晋変革の考古学的研究
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小林聡
2. 発表標題 漢唐間における国家と音楽 楽制と礼制・官爵制・服制の関係を中心に
3. 学会等名 中央大学人文科学研究所共同研究チーム「世界史における「政治的なもの」」公開講演会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小林聡
2. 発表標題 グローバル=ヒストリーの手法による「新しい歴史の捉え方」 6世紀とその後
3. 学会等名 関東歴史教育研究協議会埼玉大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小林 聡
2. 発表標題 漢唐間における楽制体系と冠服制度
3. 学会等名 南開漢唐史研究工作坊「中古服儀制度与政治空間」（国際学会）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 ABE, Yukinobu
2. 発表標題 Die kaiserlichen Siegel im fruehen mittelalterlichen China
3. 学会等名 Gastvortrag am Institut fuer Sinologie an der Ludwig-Maximilians-Universitaet Muenchen (招待講演)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 阿部 幸信
2. 発表標題 漢晋間綴制的変遷 (改訂稿)
3. 学会等名 西北大学名家講壇 (招待講演)
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分 担 者	小林 聡  (Satoshi Kobayashi)  (40234819)	埼玉大学・教育学部・教授    (12401)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------